

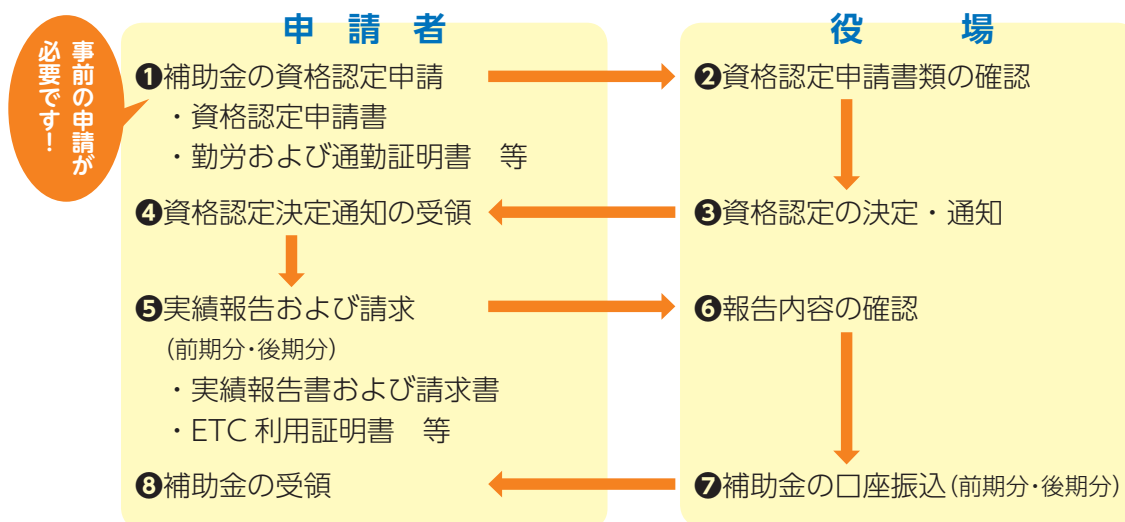
南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業 をご活用ください

南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業補助金の流れ

〈概要〉 令和2年4月1日時点にて65歳以下の町内在住勤務者に高速道路利用1回につき50円（上限2,000円/月）を補助します。

〈対象区間〉 居住地最寄りIC～勤務地最寄りIC※

※勤務地最寄りICは、福井IC以北、木之本IC以南、若狭美浜IC以西



詳細と提出書類については、町ホームページをご覧ください。

■ 問合せ 総務課 ☎ 0778-47-8000

指定難病特別見舞金のお知らせ

町では、原因不明の症状で治療が極めて困難な病気にかかった「特定医療費（指定難病）受給者」に対し、患者の激励と福祉の増進のため特別見舞金を支給します。

受給資格（次の3点全てに該当する方）

- ・ 町に1年以上住所を有する方
- ・ 10月1日時点で指定難病のため6か月以上の入院または通院治療を引き続き受けている方
- ・ 県が発行する特定医療費（指定難病）受給者証を有している方（小児慢性特定疾患は対象外です）

給付額 1万円/年

提出書類等

①指定難病特別見舞金支給申請書	②指定難病特別見舞金請求書
③指定難病治療状況説明書（初めて申請する方のみ）	④特定医療費（指定難病）受給者証の写し
⑤振込先の口座などが分かるもの（請求者名義の口座）（初めて申請する方のみ）	
⑥印鑑	

昨年度、申請された方には9月末に必要な書類をお送りします。初めて申請される方は、町ホームページから①、②、③をダウンロードいただくか、保健福祉課までご連絡ください。

申請期間 10月1日（木）～30日（金）

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

※本人が申請できない場合は、配偶者、親権者、後見人の方が申請できます。

申請場所 保健福祉課または今庄・河野事務所

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007